国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円(現行:61万円)に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円(現行:16万円)に引き上げる。
- Ⅱ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を 28.5万円(現行:28万円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を 52万円(現行:51万円)に引き上げる。

